（登録証明書を所持する中長期在留者等に係る経過措置）

第六条　市町村の長が、改正法附則第十五条第一項の規定により在留カードとみなされる登録証明書を所持する中長期在留者に係る住民票の記載等について、第六条第二項の規定により法務大臣に通知する場合における同項の適用については、同項第三号中「在留カードの番号」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書の登録番号」とする。

2　市町村の長が、改正法附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書（特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。）とみなされる登録証明書を所持する特別永住者に係る住民票の記載等について、第六条第二項の規定により法務大臣に通知する場合における同項の適用については、同項第四号中「特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の番号」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書の登録番号」とする。

（住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第五条第一項の届出を行った外国人住民に係る経過措置）

第七条　市町村の長が、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）附則第五条第一項の規定による届出に基づき行った外国人住民に係る住民票の記載について、第六条第二項の規定により法務大臣に通知する場合における同項の適用については、同項第七号に掲げる事項に代えて、当該記載が同法附則第五条第一項の規定による届出に基づくものであること及び当該届出の年月日を通知するものとする。

（入国警備官階級令等の廃止）

第二条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　入国警備官階級令（昭和二十五年政令第三百十三号）

二　出入国管理及び難民認定法関係手数料令（昭和五十六年政令第三百九号）

三　出入国管理及び難民認定法第六十一条の八第一項の法務省の内部部局を定める政令（昭和五十九年政令第二百二十四号）

四　外国人登録法施行令（平成四年政令第三百三十九号）

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）	第十六条及び第二十二条第一項から第四項までの規定により市町村が処理することとされている事務

第四条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

別表第一出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）の項中「及び第二十二条第一項から第四項まで」を「、第十七条、第二十二条第一項から第四項まで及び第二十四条第一項から第三項まで」に改める。

第五条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

別表第一中外国人登録法施行令（平成四年政令第三百三十九号）の項を削り、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の項の次に次のように加える。

出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）	第三条の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）の項中「第二十二条第一項から第四項まで及び第二十四条第一項から第三項まで」を「第十九条において準用する出入国管理及び難民認定法施行令第三条、第二十二条第一項（第二十三条第一項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条第二項から第四項まで、同条第五項及び第二十三条第二項において準用する日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第一条及び第二条、第二十四条第一項から第三項まで、同条第五項において準用する同令第一条及び第二条並びに第二十六条において準用する同令第四条」に改め、同項の前に次のように加える。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）	第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定により市町村が処理することとされている事務

（奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令の一部改正）

第六条　奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百四号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条を削る。

（警察法施行令の一部改正）

第七条　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号ル中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同号ヲ中「外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）又は」を削り、「（昭和二十六年政令第三百十九号）」の下に「又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）」を加える。

（警察庁組織令の一部改正）

第八条　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二号イを削り、同号ロ中「（昭和二十六年政令第三百十九号）」の下に「及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）」を加え、同号中ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。

第四十一条第二号中「及び前条第二号イからハまで」を「並びに前条第二号イ及びロ」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部改正）

第九条　次に掲げる政令の規定中「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める。

一　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十の三第二項、第二十五条の十三第十五項及び第二十六条の十八第二項第一号

二　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三百三十七条第二項第一号

三　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第五条第一項第一号